

様式第十（第10条関係）

収入
印紙

専用実施権設定（変更）登録申請書

（令和 年 月 日）

（ 円）

- 特許庁長官 殿
- 1 特許番号
 - 2 権利の表示
 - 3 専用実施権の範囲
 - 4 登録の目的
 - 5 申請人（登録権利者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
 - 6 申請人（登録権利者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
 - 7 申請人（登録義務者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
 - 8 申請人（登録義務者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
 - 9 添付書面の目録
 - (1) 専用実施権設定契約証書 1通
 - (2) (通)

[備考]

- 1 申請書の表題は、専用実施権を設定しようとするときは「専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている専用実施権の範囲を変更しようとするときは「専用実施権変更登録申請書」と記載する。
- 2 専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄には、変更する専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。
- 3 専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「登録の目的」の欄には、「専用実施権の設定」又は「本専用実施権の範囲を「〇〇」と変更」のように記載する。
- 5 「専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。
- 6 その他は、様式第七の備考1から4まで、9から14まで及び16から18までと同様とする。